

役員報酬規程

社会福祉法人 豊生ら・ぼるか

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生ら・ばるかの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 役員及び評議員の交通費等は別紙3の範囲で実費にて支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(常勤役員の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、本人が職務証跡を示すものとする。

(出張旅費等)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3の範囲で報酬及び旅費・宿泊費等を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年12月1日より施行する。

【別表】

別表1（日額）理事会・評議員会出席

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	16,000円	実費
評議員会出席報酬等	2,000円	実費

別表2（日額）通常業務等出勤

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	18,000円	実費
理事業務報酬等	16,000円	実費
評議員業務報酬等	2,000円	実費
監事監査指導報酬等	2,000円	実費
評議員選任・解任委員報酬等	2,000円	実費

別表3（日額）交通費・宿泊費等

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	15,000円以内	2,000円	実費

役員報酬は上限を設定することができる。

注 評議員については、各年度の総額が10,000円を超えない範囲で支給することができる。